

## 平川市地域公共交通計画策定業務事業者選定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 平川市地域公共交通計画策定業務の公平、公正かつ効果的な整備を図るため、業務を発注するにあたり、平川市地域公共交通計画策定業務選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 平川市地域公共交通計画策定業務に係る委託事業者の選定
- (2) その他必要と認めるもの

### (組織)

第3条 委員会は別表に掲げる者をもって組織する。

### (任期)

第4条 委員会の任期は、第2条の任務を終了するまでとする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1名置く。

### (委員長の職務)

第6条 委員長は、委員会の会務を総括する。

- 2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第7条 委員会は委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席によって成立する。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を臨時に委員会へ出席させ、意見を聴取することができる。
- 5 会議は合議を原則とするが、書面により合意を得ることを妨げないものとする。

### (守秘義務)

第8条 委員は選定の過程で知り得た秘密を他に漏らしてはいけない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、平川市地域公共交通協議会事務局が行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

| No. | 役職   | 氏名    | 備考          |
|-----|------|-------|-------------|
| 1   | 委員長  | 大橋 忠宏 | 弘前大学人文社会科学部 |
| 2   | 副委員長 | 成田 敏  | 弘南鉄道株式会社    |
| 3   | 委員   | 生田 康征 | 弘南バス株式会社    |
| 4   | 〃    | 葛西 幸夫 | 株式会社平賀ハイヤー  |
| 5   | 〃    | 西谷 司  | 平川市企画財政部    |